

<研究ノート>

日本における食料品，特に青果物流通システムと 改善のための主要な政府の施策

森 宏

はじめに

昭和55年5月22～23日の両日にわたって，韓国ソウル市で「農産物マーケティング・システムと政策」をテーマに国際シンポジウムが開かれた。これは韓国の全国農業技術者協会が，付設の韓国農産物流通研究所の開所を祝してもよおしたものであった。筆者は日本代表として招かれ，表記の題でわが国の事情を概説し，質疑応答および討論に参加した。小論はその折りの報告原稿である。

報告および討論は，英語および韓国語に同時通訳されたので，ペーパーは日本語のまま提出した。概説的なもので社研の『月報』に出すにはいささかちゅうちょしたが，原稿がタイムリーに集まらないとのことなので，あえて掲載をお願いした。

目 次

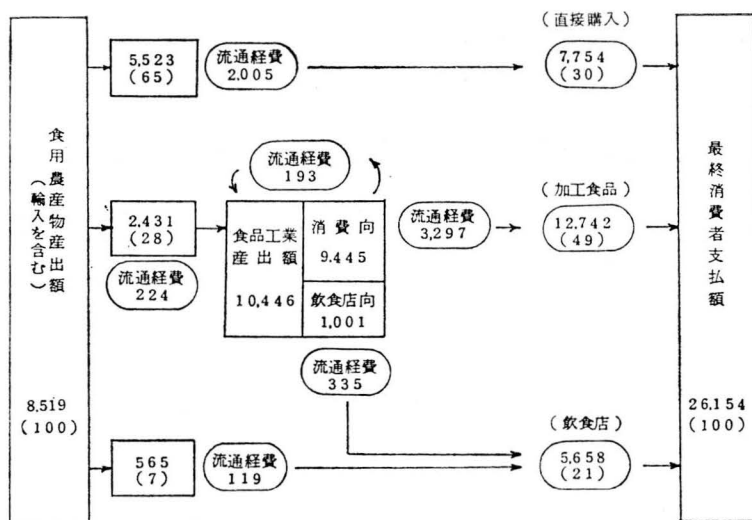
<研究ノート>

日本における食料品，特に青果物流通システムと 改善のための主要な政府の施策	森 宏…(1)
定例研究会報告	…(19)
編集後記	…(20)

一 食料品特、に青果物の需要供給の概観

まず最初に、日本における食料品、特に青果物の需要及び供給の概観を述べてみたいと思います。

図1 農産食料品の流通経路と価額（50年）（単位・10億円，%）



出 所・『昭和54年度農業白書』

原資料・農林水産省「農林漁業を中心とした産業連関表」

註・1) 図中の数値は()内が構成比(単位・%)，それ以外は金額(単位・10億円)である。

2) 流通経費とは商業経費と運賃である。

3) 精穀及びと殺部門は、食品工業から除外し、当該部門の産出物は農業からの直接産出扱いとした。

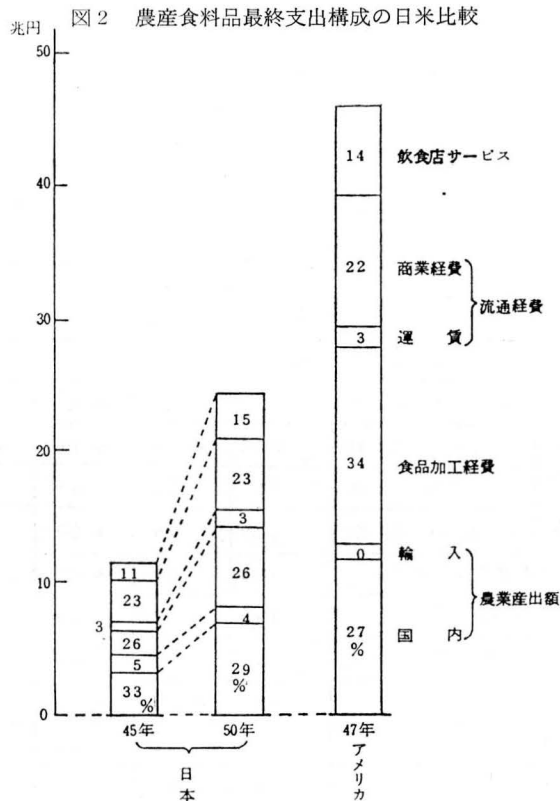
図1にごらんいただきますように食料農産物の産出額は輸入を含みますが、昭和50年度で8兆5190億円です。

それが三つのルートを経て最終消費者に届きます。一つは、野菜とか果物のように直接に購入されるもの。次に、例えば小麦粉とかその他のように製粉され、パンにされ、あるいはうどんにされて、いわゆる加工食品として消費者に渡るもの。三番目には、その両者を含みますが、飲食店を経て消費者に渡るものです。

最初に申し上げました8兆5190億の食料農産物の産出額は、最終消費者に渡るときには26兆1540億という額になります。そのうち、約30%が直接購入、49%が加工食品、21%が飲食店を通じて最終消費者に届くわけでありませう。

特にここで強調したいことは、最終消費者に届く間に飲食店を通ずるウエートが、このとこ

ろ年々高まっているということです。図2に示されていますように、昭和45年には飲食店サービスのウエートは11%でしたが、50年には15%にふえております。



出所・図1と同じ
 原資料・農林水産省「農林漁業を中心とした産業連関表」
 U.S.D.C. "Survey of Current Business"
 April/1979.
 IMF "International Financial Statistics"

註・1) たばこを除く。
 2) 図中の数値は構成比(%)である。

ちなみに、昭和47年、すなわち1972年におけるアメリカの同じ数字を見ますと、飲食店のサービスが14%ということになっておりますので、わが国もほぼアメリカ並みになってきたということではなからうかと思ひます。

ただアメリカと特に違いますところは、図2に示されていますようにアメリカは食品加工経費が34%であるのに対して日本は昭和50年で26%で、生産者の手取りは輸入を含めて33%に、同じくアメリカは27%ということになっております。そのようなことを考えますと、今後食品加工のウエートというのがふえていくのではないかと、というふうに考えられます。その結果として、農業の産出額のウエートが相対的には小さくなっていくということではなからうかと思ひます。

います。

次に、食品需給表 (Food Balance Sheet) を見てみますと、昭和 53 年度にわが国の国民は一人当たり供給された純食料として、お米を 81.6 キロ、小麦を 31.7 キロ、野菜を 114.9 キロ、果物を 40.4 キロ、肉類を 21.3 キロ、牛乳、乳製品を 59.3 キロ、鶏卵を 14.9 キロ、砂糖類を 24.9 キロ、油脂類を 12.8 キロ、このように消費しておりまして、一日一人当たりの栄養供給量は、熱量でいまして 2500 カロリーになっております。(表 1 参照)

表 1 農産物需要の推移

		53年度 実数	増減(▲) 年率(%)			
			40~ 48年度	48~50	50~53	
実質飲食費支出(10億円)		18,585.5	7.8	2.4	1.9	
一人 一日 当たり 栄養 供給 量 (%)	熱量(カロリー)	2,500	0.6	▲ 1.1	0.5	
	構成 比	でんぶん質	50.3	▲ 1.9	▲ 1.0	▲ 0.7
		畜産物	11.8	5.7	0.4	4.5
		砂糖・油脂	22.9	5.9	▲ 2.3	2.0
	たんぱく質(グラム)	80.5	0.9	▲ 0.1	0.6	
	うち動物性(%)	48.0	3.3	1.1	2.6	
	脂質(グラム)	66.3	4.9	0.8	3.2	
一人 一年 当たり 供給 純食 料 (Kg)	米	81.6	▲ 2.6	▲ 1.5	▲ 2.5	
	小麦	31.7	0.8	1.0	0.2	
	野菜	114.9	0.3	▲ 0.3	1.1	
	果実	40.4	5.5	▲ 0.7	▲ 2.1	
	肉類	21.3	8.1	2.3	6.0	
	牛乳・乳製品	59.3	4.4	0.7	3.6	
	鶏卵	14.9	2.7	▲ 1.4	2.1	
	砂糖類	24.9	5.2	▲ 5.5	▲ 0.3	
	油脂類	12.8	6.7	1.3	3.9	
国民1人千カロリー当たり 実質飲食費(円)		176.9	5.9	2.0	0.5	

出所・図1と同じ

原資料・経済企画庁「国民経済計算」、農林水産省「食料需給表」

註・1) 実質飲食費は45年価格による。

2)
$$\text{国民1人千カロリー} = \frac{\text{実質飲食費}}{\text{当り実質飲食費} \div \text{1人1日当たり供給熱量} \times \text{年間日数} \times \text{総人口}}$$

それらのうち特にお米につきましては、ご承知の方も多いかと思いますが、ほとんど国内で全部まかなっております。ところが小麦につきましては、国内生産量はわずか36万7000トンで

あるのに対して、輸入量は568万トン、大麦は、同じく27万6000トンに対して、輸入は205万トンということになっております。

ただ野菜につきましては、ほぼ国内の自給が達成されている、とっていいかと思いますが、それでも国内生産が1640万トンに対して45万トンの輸入量がございます。果物は、バナナ、レモンその他の輸入がございまして、国内で606万トン生産されたものに対して、輸入は157万トンということになっております。

年間の食料消費を『家計調査』で見えますと、昭和52年に一世帯当りの年間の支出金額は229万円でありまして、そのなかで食料費は75万8000円です。その75万8000円のうちから、野菜に5万7600円、果物に4万2200円ほど支出されております。食料消費支出の総支出に対する割合は33・1%であります。これは昭和40年のエンゲル係数が40%であったのに対して、かなりの減少であります。

わが国の食生活を欧米と比較いたしますと、非常に特徴的なことは食事が主食と副食に分かれているということです。これはアジアの諸国は大体そうだと思いますけれども、たとえばお米あるいはパンを主食として、肉とか野菜とかというものがおかずとして添えられると、いう形態になっております。

次に、野菜及び果物について、供給の最近における特徴を若干申し述べたいと思いますが、一つには、都市化が進んだことによって大都市の周辺の野菜あるいは果物の産地が衰退し、産地が遠くになっていったということでありまして。

具体的には、東京都の中央卸売市場に入荷したいろいろの野菜の産地を見てみますと、たとえば昭和35年には、きゅうりは66・4%が東京の近郊、東京・埼玉・千葉・神奈川の四県から供給されておりましたけれども、52年にはその数字が30・3%になり、他方、それよりも遠い中間地帯のウエートが、同じ期間に15・9%から46・2%、それからもっと遠い九州とか四国とかの県からの数字が、同じ昭和35年から52年に対して、17・7%から23・5%というふうになっていて、産地が次第に遠隔化しているというような傾向がうかがえます。

例をあげますと結球白菜の場合です。近郊、中間、遠隔地帯と分けると、35年に近郊地帯のウエートが19・5%であったのが、52年には6・2%となっています。それに対して中間地帯のウエートは、65・2%から、79・9%へ、遠隔地帯は、15・3%から、13・9%と、こんなふうになっております。

もう一つ例をあげますと、たとえばほうれん草などが非常にいい例であります。昭和35年には、東京・埼玉・千葉・神奈川の四県から入荷していたのが92・6%ありました。これが52年には52・8%と減り、それに対して中間地帯のウエートが7・4%から41・5%へ、遠隔地帯のウエートが、35年にはほとんどゼロであったのが、52年には5・7%と、こういうふうになっており

ます。

そのような産地の遠隔化に伴いまして、これまでの出荷が、個人が自分のオート三輪車などで、あるいは軽トラックで市場に出荷してくる割合がだんだんと減ってまいりまして、いわゆる大型産地——これは共同出荷、共同販売を行っている出荷団体で、郡単位以上の組織を有する団体から出荷されたものという意味でございますが——これが東京についていいますと、昭和40年には41・1%であったのが、昭和44年には51・7%、昭和50年には57・2%とふえ、産地のいわゆる「大型化」が進んでおります。

それに伴いまして産地の出荷の仕方も出荷組織も変わってまいりましたが、これは次の節で述べてみたいと思います。

二 生鮮青果物の流通システム

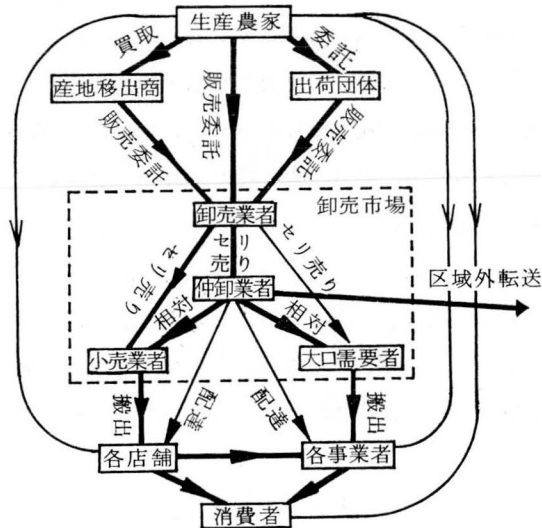
次に、生鮮青果物の流通システムについて申し上げたいと思います。

A 流通チャンネル

まず最初に流通チャンネルの外観を図に照らして説明したいと思います。

図3にみますように、生産農家から出荷されたものは、農協その他の出荷団体あるいは産地の商人を通して、主として大都市あるいは中・小都市の卸売市場卸売業者に出荷されます。

図3 青果物の流通経路



(注) セリ売りに参加するのを売買参加といい、それを許されている小売商、大口需要者などを売買参加者と呼ぶことがある。

その場合に、産地の移出商は生産農家から買い取りをいたしますが（現金をその場で払う、これがかれらの強味の一つである）、出荷団体の場合には生産農家は出荷団体に販売を委託するわけでございます。商人、出荷団体のいずれを問わず、卸売市場に出荷する場合には、おおむね委託販売の形態をとっています。

卸売市場では、荷を受けた卸売業者が仲卸売業者に主としてセリ売り（auction）を通じて販売いたします。

仲卸売業者は、小売業者あるいはレストランあるいはホテル、飲食店等の大口需要者に対して相対で販売いたします。

それらが市場外に搬出されまして、各店舗に、あるいは各レストラン、ホテルなどの飲食店などからわれわれ消費者に渡っていくわけであります。

最近若干ふえております輸入につきましては、おもに商社が輸入を扱い、それを卸売市場の卸売業者あるいは仲卸売業者を通じて、同じようなルートを経てわれわれ消費者の口に入ってくるわけであります。

流通経費の問題は大変興味のあるところでありますけれども、あとからも触れますが、青果物は値段の変動がたとえば表2にみますように非常に激しく、その値段の変動によってマージン率が非常に変動するという傾向を持っております。たとえば同じ種類の野菜でありまして、たとえばキャベツを例にとりますと、1キロ、卸売価格が100円のとときに小売マージンが50円であれば、小売マージンは150円分の50円で大体33%強ということになりますけれども、もし卸売価格が50円に下がりますと、そして小売マージンが同じ50円でありますと、100分の50ということになります50%というふうになります。

青果物の卸売価格の変動は、いま例にあげた50円から100円というような生やさしいものではなくて、すでに表でみましたようにもっと激しくなっているのが現状でありますので、調査の時点及び品目によっていろいろ異なりますので、マージンにつきましては質疑にお答えするということで勘弁願いたいと思います。

表2 キャベツ旬別卸売価格の動き——東京市場（単位 円/kg）

	2 月			3 月			4 月			5 月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1973年	16	19	18	25	42	51	58	63	71	102	99	68
74年	129	128	92	91	91	138	175	141	121	71	26	20
75年	43	39	39	55	46	33	52	25	25	35	36	15
76年	180	137	81	82	103	110	183	220	195	110	71	45
77年	110	119	137	90	94	60	73	62	91	53	40	41
78年	37	41	36	49	52	54	54	89	130	135	96	65

（出所）『青果物流通統計旬報』農林省統計情報部

B 集出荷の現状

次に、産地における集出荷の現状について述べてみたいと思います。

青果物の集出荷の形態も、品目により、年によりかなり変動いたしますけれども、傾向的にいえますことは、農協を中心とする生産者団体のウエートがこのところ高まっており、商人の、いわゆる集出荷業者といわれるもののウエートが若干ふえ、同時に個人で出荷されるウエートが小さくなっている、ということがいえようかと思ひます。

ちなみに、野菜全体をとりまして昭和41年と52年を比較いたしますと、出荷団体のウエートが、野菜につきましては40・3%から44・4%へ上昇し、集出荷業者および個人出荷のウエートがそれぞれ7・8%から11・2%および49・3%から41・1%へと変化しております。

果物につきましては、同じ期間に生産者団体のウエートが55・9%から59・3%へふえ、集出荷業者のウエートは16・5%から18・8%へ、個人出荷は26・4%から20・6%と、このように変わっております。

これは野菜及び果物総計でございますが、品種により地域によってかなりのバラつきがある、ということをお断わりしておかなければならないかと思ひます。

C 消費者の購買態度

次に、最終消費者の購買態度について若干述べてみたいと思います。

わが国の消費者は、アメリカなどと比べますと非常に特徴的な購買態度を持っております。すなわちアメリカのように一週間に一度というようなまとめ買いをしないで、毎日あるいは二日に一回というような多頻度少量購買というのが、わが国の消費者の特徴であるように思ひます。

ちなみに、野菜につきましては、毎日買いに行く、というのが消費者の43・7%、二日に一回というのが35・8%でありますから、毎日ないし二日に一回というのを合わせますと、大体80%近くになるわけでございます。

同じ数字を果物について申し上げますと、毎日が17・4%、二日に一回が42・5%ですから、消費者の60%が毎日あるいは二日に一回買いに行くということになります。

また、最近「マイカー」(自家用車)の所有が非常にふえまして、その利用も非常に高まっておりますけれども、都市内の交通事情が悪いということと、店舗に必ずしも十分な駐車場の整ったところが少ないということから、大半は青果物の購入は歩いて行われているようであります。

しかも範囲は、野菜については家から歩いて5分以内というのが33・5%、果物については32・1%です。5分から10分以内が野菜の場合30・9%、果物について32・1%ですから、大体青果物については60%から70%くらいが、家から10分以内の近所の店で買われているということであ

ります。

D 輸送手段

先ほど、産地がかなり遠隔化した、そしてまた大型化した、ということをお願いしましたが、その遠隔化した産地と消費地をつなぐ輸送手段について申し上げてみたいと思います。

野菜・果物につきましては、昭和45年には自動車によるウエートが56・7%、鉄道が43・1%、船舶が0・2%ということで、大体自動車と鉄道のウエートが伯仲しておりましたけれども、昭和51年度には自動車のウエートが74・1%、鉄道のウエートが23・5%ということになり、それから船舶による輸送が2・4%ということで、圧倒的に自動車による輸送がふえております。また船舶による2・4%というのは、遠隔地からのフェリーによる輸送ではないかと私は思います。

E 中央卸売市場制度について

次に、日本の青果物の流通について特徴的なことは、卸売市場を通じて流通する割合がきわめて高いということであります。すなわち野菜につきましては、昭和50年に87・7%のものが卸売市場を経由して流通いたしました。51年には87・1%となっておりますので、大体90%弱のものが卸売市場を経由して流通し、価格形成されているということであろうかと思えます。

果実につきましては、同じ年度に、すなわち50年度に、87・6%、51年度に92・0%のものが卸売市場を経由して流通いたしました。青果物全体を合わせますと、ほぼ90%弱のものが卸売市場を経由して流通し、価格形成されているといつてよいかと思えます。

特にそのうちでも、あとから説明申し上げます中央卸売市場のシェアというものが非常に高く、野菜につきましては、昭和47年には中央卸売市場の取扱いシェアが41・6%であったものが、昭和52年度には49・4%に上がっておりますし、果物につきましては、昭和47年には42・6%であったのが、52年には50・3%となっております。昭和52年につきまして両者を平均いたしますと、大体50%弱のものが中央卸売市場を通じて流通し、価格形成されているといつていいかと思えます。

このような青果物の流通において重要なかためになっております中央卸売市場について、若干補足的な説明をしてみたいと思えます。

中央卸売市場は、大正12年、すなわち1923年に制定されました「中央卸売市場法」に基づきまして、青果物、水産物、食肉及び鶏卵、漬物などを扱うことができる、とされております。

市場の開設は、たとえば東京都あるいは大阪市、神戸市、福岡市というような地方自治体が開設者となります。開設者の意味は、用地を提供し、そこに卸売市場に必要な施設をつくり、そこに卸売業者と仲卸売業者を収容し、彼らの業務を規制・監督するということであります。

「中央卸売市場法」は幾度か改正されましたけれども、昭和46年に大幅な改正が行われまし

て、「卸売市場法」ということになりました。現在時点（昭和55年5月）で53都市に89の市場が開設されております。

53都市に89市場があるというのは、少しご理解に苦しむかと思いますが、東京で9市場、大阪では3市場、神戸では2市場、あるいは横浜では2市場あるというようなことで、一つの都市でも、大きな都市ではいくつかの市場があるということと、たとえば大宮市のように食肉だけの中央卸売市場があるということもあるために、現在53都市に89市場がつくられているわけです。

卸売市場を開設する場合には、開設者たる地方自治体は計画を設定し、それで農林大臣の許可を求めます。計画が適切であると農林大臣が認めた場合に開設を許可し、収容する卸売会社の許可も行います。仲卸売業者は、開設者が員数を制限して収容いたします。

ここで中央卸売市場を開設する場合の国の補助について申し述べたいと思いますが、国は事業費の約10分の4を補助金として開設者に与えます(土地の買収費は対象外)。もっとも事業費の10分の4といひましても、新設の市場につきましては基幹施設について10分の4でありまして、冷蔵庫であるとかその他の関連施設につきましては3分の1というふうになっておりまして、ほぼ10分の4の補助率である、と申してよいかと思ひます。

ただいまは新しく設置される中央卸売市場についてでございますが、最近、昭和の初めに開設された東京、大阪その他の都市では施設が古くなり、また非常に狭隘になってきているというために、設備の近代化をしなければならぬところもたくさん出てきております。そういう既設市場の近代化につきましては、基幹施設に対して3分の1の国庫補助がなされております。

次に中央卸売市場制度の経済的な本質について私の考えを述べてみたいと思ひます。

一つの例をあげますと、東京の近郊で人口50万くらいある都市がございますが、ここに数年前に中央卸売市場がつくられました。中央市場ができる前は13の小さな市場が分散してありまして、それぞれ少量づつの取引をしていました。そのために遠隔の産地から直接に集荷をすることができないので、一たん東京の中央市場などに入ったものを、いわゆる「転送」という形で受けていたということがあります。そのために非常にコストが高くつく、また市あるいは国の規制や監督を受けませんので、そこにおける取引も必ずしも明朗ではなかったということでもあります。そのために産地のほうも、たとえ経済的な量になった場合でも、そういう市場は敬遠して、東京、あるいは大阪の中央市場に一たん出荷し、それから転送してもらおうという道を選んでいたわけです。

そこで、中央卸売市場をつくるときには、それから13の市場を一つの市場に整理統合いたします。そうしてそこに収容する卸売会社もできるだけ数少なくいたします。できれば単数――

これは「独禁法」にしばしば抵触するということで、ただいまでは大体において一つの市場に二つの卸売会社を収容するというふうになっておりますが——そういうふうにして、一方では大規模の経済を達成しようということを狙います。いわゆる集荷力を強化し、またコストの面でも節約を図る、即ち大規模の経済を発揮させるということでもあります。

ところが、このようにいままで13の市場があって互いに競争し合っていたものが、一つの市場になって、しかも卸売会社も、13ではなしに2つ、あるいは場合によっては1つということになりますと、独占の弊害が生じてくるおそれが十分に考えられます。

そこで、国及び開設者は、独占の弊害をなるべく少なくするためにいろいろな規制をするわけです。その規制のいくつかを申し上げますと、まず取引は「公開のセリ売り」でなければならない。二つ目には「受託拒否の禁止」ということです。それは生産者のほうからこれを売ってくれといわれた場合には、全量を引き受けなければならない、受託を拒否してはならない、という項目があります。三としては、「即日市場、即日販売」、すなわち、きょう市場されたものは、たとえ値段が非常に安くなったとしても、その日のうちに売らなければいけないということ。第四といたしましては、卸売会社の「販売の手数料」が、法律あるいは開設者の条例によって決められております。例をあげますと、野菜につきましては卸売価格の8・5%、果物につきましては7・0%、水産物については卸売価格の5・5%、食肉については3・5%、花につきましては9・5%というのが、法律及び条例で決められた手数料率であります。

このようにして一方では、整理・統合ということで大規模の経済を発揮させ、他方では、いろいろの規制と監督によって、独占の弊害をできるだけ少なくしようというのが、中央卸売市場制度の経済的な本質ではなからうか、と私は考えております。

次に、中央卸売市場ほど大きくはないけれども、中小都市に卸売市場がいろいろあります。これを普通われわれは「地方卸売市場」と呼び、卸売場の面積が330平方メートル以上のものを法律で「地方卸売市場」といっておりますが、これが全国に青果物については1073、水産物については約750、食肉については27、花卉については248、多少の重複がございますが、合わせまして1916、現在存在しております。

これらについても昭和46年の「卸売市場法」の改正によって法的な規制を与え、他方、補助を与えるということができるようになりました。

ただし、中央卸売市場に比べますと取引の規制は非常にゆるやかでございまして、そのおもなものは、委託販売、セリ売りの原則、差別取引の禁止、数量の公表ということにとどまっております。

また設備整備に対して、新設の場合には、特に公設の場合ですが——基幹設備に対して3分の1、付属施設について5分の1、すでに設置されているものが狭くなった、あるいは老朽化

したというものについては、5分の1の国の補助を与えております。

話があと先になりましたけれども、中央卸売市場法は1923年に制定されましたけれども、現実に中央市場ができましたのは関西の京都市が初めてでございまして、それは昭和2年に業務を開始しております。東京はかなり遅れまして、昭和10年に築地・神田・江東、翌11年に荏原というようなところで市場が業務を開始したわけでありまして。そして戦後も次第次第にふえてきまして、先ほど申し上げましたように現在では53都市に89の中央卸売市場があるわけでありまして。

また話が前後いたしますが、中央市場を開設する場合、あるいは既設の市場を改築する場合、国の補助が3分の1あるいは4分の1というようなことを申し上げましたけれども、実際の金額を申し上げますと、昭和52年には中央卸売市場に対して国は146億円、53年には150億円の補助をいたしております。それに対して地方卸売市場に対しては、昭和52年には10億円、昭和53年には13億5000万円という金額の補助にとどまっております。

また、中央卸売市場が、最近地方の中小都市にかなり速いテンポで開設されるにつれまして、東京あるいは大阪などのいわゆる大都市の中央卸売市場のシェアが年々低まっております。東京・大阪その他の6大都市のシェアは、昭和45年には73%であったのが昭和48年には66・9%、昭和51年には57・7%と下がっております。

これぐらいで中央卸売市場についての説明は終わりたいと思います。

F 最近における青果物流通の変化：量販店（スーパーマーケットとくにフードチェーン）のシェア拡大及び外食産業の急増と市場流通の矛盾

次に、最近における青果物流通の変化として次の点を指摘してみたいと思います。

すなわち量販店、スーパーマーケット、それも単独店でなくいわゆるフード・チェーンと呼ばれるもの、あるいは生協、あるいは農協のセルフサービスの大型の店のウエートが最近急激に高まっているということ。次に、食費における外食の比重が高まるにつれて、いわゆるレストラン、飲食店その他のいわゆる「外食産業」が急増している。そしてこれらが現在の市場流通と必ずしも十分にマッチしないという、すなわちこういう量販店および外食産業と卸売市場制度というものが必ずしもうまく合わない、すなわちその間に矛盾が生じてきているということが最近の傾向として指摘できるかと思っております。

量販店につきましては政府の正確な統計はないわけですがけれども、通産省の『商業統計表』によりますと、「各種食料品小売業」というのが大体それに当たるかと思っております。『商業統計表』では、それ以外に「食肉小売業」、「鮮魚小売業」、「野菜・果実小売業」というふうに分けておりますので、この「各種食料品小売業」が、いわゆる量販店に一応対応するというふうに考えてもいいかと思っております。

商店数は、昭和43年に「各種食料品小売業」は全国で6万663軒あったものが、51年には9万3625軒というふうにあふえております。それに対して「野菜・果実小売業」は、43年に6万6103あったものが、51年には6万6195ということで、ほとんど変化がありません。

特に年間の販売金額について見てみますと「各種食料品小売業」の売上は、昭和43年には8580億円であったのが、49年には2兆8580億、51年には4兆6150億と大体年率にしまして20数%のテンポであふえております。もちろんこの間に物価の上昇もありましたので、実質的にこれだけあふえたというわけではないと思います。

それに対して「野菜・果実小売業」は、昭和43年に4832億であったのが、49年には1兆80億、昭和51年に1兆3556億とあふえておりますが、大体の年率の成長のテンポは14~5%ということにとどまっています。(大体この間一般物価の上昇率は年率10%前後であった。)

いずれにしてもこの間、「各種食料品小売業」、その大半はいわゆるスーパーマーケット、生協の店舗といわれるセルフサービス方式の小売量販店と思われませんが、その成長のテンポがいかに速かったかということがおわかりになるとと思います。

また、同じ通産省の『商業統計表』によりますと、野菜・果実販売における各業種別の地位を昭和39年から昭和51年まで比較した表がございますが、これによりますと、昭和39年には「各種食料品小売業」のウエートは、野菜・果実販売においては16.8%であった。他方、「野菜・果実小売業」、いわゆる野菜・果実の専門店のウエートは67.6%であったのが、41年には20.2%対64.1%となり、昭和47年には30.9%対56.4%、昭和51年には、野菜・果実販売における「各種食料品小売店」のウエートは32.9%に対して、「野菜果実小売業」のウエートは47.5%と、いわゆる専門店といわれる通常零細な八百屋さんや果物屋さんのウエートが顕著にこの期間に減って、それに対してスーパー・マーケットやセルフサービス方式の生協等の量販店のウエートが非常にあふえている、ということがおわかりいただけたと思います。

その傾向はその後も続いておまして、正確な統計ではございませんけれども、現在、いわゆる量販店の青果物の取扱いのシェアは、大都市では40%前後ではないかといわれております。

この話の最初に申し上げたことでありますけれども、最近外食産業の比重が非常に高くなってきております。すなわち消費者が、いわゆるファースト・フーズといわれるハンバーガーチェーンなどで買ったり、あるいはレストランで飲食をしたりするウエートが非常に高くなってきました。最初にあげました図でも、消費者の支払いを100といたしますと、そういう外食産業に対する支出は昭和50年に21%もの高さののぼっていることが、産業連関表の分析からもわかっており、正確な統計はありませんが、その後のウエートはさらに高まっていると推定されています。

こうゆうふうな変化に対してどうも市場の流通がうまくマッチしない、という声が最近非常に多く聞かれます。それはひと言でいいますと、こういう量販店あるいは外食産業は、ある一定の量以上でも以下でもない、ある一定量をコンスタントに需要します。そして値段もあまり日々あるいは週間あるいは月間で激しく変動されては困るわけです。

ところが、表2に見ましたように、青果物の中央卸売市場ないし卸売市場における価格の変動というものは、非常に激しいものがあるわけでありまして。それは中央卸売市場における全量即日販売、あるいは受託拒否の禁止。すなわち多数の産地、生産者からの委託販売をそのまま受け入れざるを得ないというような中央卸売市場制度の「無政府性」というものと無関係ではないように思います。

そこで最近では、こういう量販店、あるいは全国的な規模を持つフードチェーン、あるいはローカルのフードチェーン、あるいはチェーン組織を持っております外食産業等は、市場を通じて青果物ないし食肉等を調達するのではなくて、その他のルートを通じて自分たちが必要とする量のある安定した価格で入手したいという希望を表明し、そういうことを実際の行動に移しつつあります。

これがいわゆる「市場外流通」といわれているものでありまして、場合によって、量販店等は、産地の農協あるいは農協の連合会と契約を結び、あるいは市場を通ずる場合でも、『市場法』でいわれております「予約相対」という形で——これはどういうことかといえますと、あらかじめ、場合によっては数カ月前に（そういう例は非常に少ないわけですが）ともかく当日ではなしに数週間前に、どういう品目がどれだけ必要である、そして価格はこれぐらいであることが望ましい、ということで産地と契約をします——そしてそれらは市場を通じますが、いわゆるその市場のセリ売りにかけるのではなくに取引をするという、いわゆる「予約相対」というものが少しずつふえてきております。

ただ、最初に申し上げました産地と直接に取引をするいわゆる「産直」、あるいは「予約相対」のウエートというものは、まだ必ずしも大きな比重にはなっておりませんが、しかしある調査によりますと、昭和43年度におきましては、取引額中に占める産地直結額の割合は、スーパーマーケットでは4.7%、44年度には6.5%であったというのが、昭和49年には野菜について19%、果物について17%という比重になり、昭和53年には、会社によっても違いますが、野菜の仕入れについては大半のチェーン組織の量販店が、30%近くを市場以外のいわゆる市場外取引で入手しているといった推計もございます。

これは私の私見でございましてけれどもまだこのような「産直」というものは、成功をおさめていて、上記のような量販店あるいは外食産業のニーズを満たしているとは必ずしもいえないように思います。しかし、経験を積み重ね、試行錯誤をしていくにつれて、これから「市場外

流通」のウエートというものは、もっともっと高いウエートになっていくのではないかと、
うように思います。

三 政府の青果物流通改善政策

次に第三としまして、政府の青果物流通改善のための政策について若干述べてみたいと思
います。

A 農協の大型選別・荷造り場への助成

まず、いくつかございますけれども、一つは、産地の出荷団体の大型選別・荷造り場への助
成です。

昭和52年度における農林省の農林統計情報部による『青果物集出荷機構調査』によりますと、
野菜につきましては、たとえば大根は82・1%が共同選別である。一番低い里いもの場合も41・5
%は共同選別である。大体品目によって違いはありますけれども、大雑把にいまして野菜に
ついては70%程度が共同選別であり、しかもそのうち、品目によって機械による選別にそぐわ
ないものももちろんございますけれども、たとえばピーマンなどにつきましてはその選別は46
・5%が機械による選別であり、玉ネギにつきましても50・3%が機械による選別であります。馬
鈴薯につきましても44・3%が機械による選別であります。

先ほど果物につきましては、出荷団体による集出荷のウエートが、52年度について、59・3%、
すなわちほぼ60%に近いと申し上げましたけれども、この場合、大半の果物につきましては機
械による選別がなされております。ただブドウにつきましては、機械による選別にどうもそぐ
わないためにこれは例外でございますけれども、ミカンにつきましては機械選別が95・8%、リ
ンゴにつきましては62・7%、ナシ 65・6%、モモ 66・5%というふうな高い比率を占めており
ます。

こういう選荷・荷造り場への助成というものは、最近非常にふえております。しかもいま
までは村の下の段階である部落のような小さな選別場であったものを村段階までに統合し、ある
いは地方によってはこれを郡単位の大きさにまで統合いたしまして、いわゆる「マンモス共選
場」というようなものも各地で見られるようになっております。こういうものに対して国はい
ろいろの助成をしておりますが、あとで指定産地制度について申し上げるときに、具体的な数
字をあげてみたいと思います。

B 中央卸売市場の新設と既設の老朽ないし狭隘市場の近代化

次に、先程中央卸売市場のウエートが近年非常に高まってきている、というふうにいまし
たけれども、しかしながら、昭和の初めにつくられた京都市や東京都その他の都市における既
設の市場の多くのものは、老朽化したり、あるいは非常に狭隘になって、駐車場もないという

ような非常な不便を被っているところがあるわけです。こういうところを、場所を移転する、あるいは高層化によって近代化するというような、そういう施策が大幅にとられております。これについてはすでに前の節で詳しく述べましたので、くり返すことはいたしません。

C 価格安定のための施策：指定産地制度と安定基金制度

最後に、政府の青果物流通改善政策の重要な施策の一つとして、価格安定化のための政策について触れてみたいと思います。これは野菜及び果物と別々に行われておりますけれども、その考え方は大体同一であります。

私は、ここでは特に野菜について申し上げてみたいと思います。

指定産地といいますと、これは昭和41年の「野菜生産出荷安定法」に基づいてつくられたものでありまして、初めの頃は50ヘクタールくらいのまとまりのある出荷団体を指定して「指定産地」とし、他方、東京や大阪などの大都市を「指定消費地域」とし、指定産地と指定消費地域間の需給のバランスを、出荷調整協議会というようなものを通じて図ってきたものであります。

それと同時に、指定されますと産地の団体——これは多くの場合農協でありますけれども——農協は、集出荷施設、あるいは機械の導入などについて国からの助成を受けることができます。

国の補助率は、機械については3分の1、集出荷施設などについては2分の1というかなり高額のものでありまして、しかも補助金の残りに対してはその80%まで農業近代化資金、これは金利が5・5%前後と、いわゆる市中の金利よりかなり低いものでありまして、こういうものを受けることができるわけでありまして。(中央政府は差額金利を助成している。)

さらに、そういう指定産地の位置しております県もそういう補助に若干の上乗せをします——従来は大体6分の1程度が多かったように聞いておりますが——大変な恩恵を生産者団体は受けるわけでありまして。

次に、指定産地と指定消費地域がこのように指定されますと、その間に野菜指定産地生産出荷協議会というものが、村・県・国の段階、場合によっては国と県の間に関西あるいは関東というような地域が入ることもあります。いろいろのレベルで生産出荷協議会が開かれて、具体的に出荷計画の策定をするわけでありまして。そうしてある産地からある地域への出荷が多過ぎる、あるいは少な過ぎる、そういうようなことを調査しまして、できるだけ地域間のアンバランスがないように、また季節的なアンバランスがないような、調整をまずするわけでありまして。

次に、そのような調整をいたしましても、特に野菜の場合には、天候その他の事情によって需要も供給も、特に供給は大きく影響を受けますので、計画どおりにはなかなか事が進みません。

そこで次には、価格が低落した場合の補填事業というものが生まれてまいります。これを簡単に申し上げますと、これまでの趨勢値価格に0・9を掛けたものを補償基準額として、その補償基準額と市場で実際に販売した価格との間に差額が出た場合に、通常その差額の0・9を補償するというものであります。

くり返し申し上げますと、過去の趨勢値価格をAとしますと、A掛け0・9が補償基準額であります。これをBといたしますと、(Bマイナス平均販売価格)掛け0・9というものが補填の対象になるわけであります。なお、平均の販売価格が趨勢値価格の2分の1を割ったときには、補償基準価格マイナス趨勢値価格の半分に0・9を掛けるというのが、マキシムの補償額になるわけであります。

さて、そういう補償あるいは価格補填に要する資金について、初めの頃は、特に昭和46年、48年頃までは、国が50%を持ち、出荷団体が25%を持ち、県が25%を上乗せするということが多かったわけでありますけれども、最近では野菜の重要性にかんがみて、出荷団体の負担分が15%、県の負担金が15%、国の負担金が70%というように国の助成率が非常に高くなっております。

ただこの補償も無制限に行われるわけではございません。出荷団体は、こういう助成あるいは補償補填を行う「野菜出荷安定基金」と契約を結んで、その契約に基づいて、先ほど申した割合の比率の負担金を納めるわけですけれども、その契約量以上には、いくら出荷しても補償金はもらえません。また、契約を結んでおりましたが、先ほど申しました各段階の協議会の調整がございますので、基本的にはこの協議会の調整を受けた契約量に基づいて、その範囲のなかで価格の補給が行われるわけであります。

ただ、この指定産地制度による野菜供給の安定というものも、必ずしも現実にはそれほど効果をあげておりません。消費者の野菜価格の激しい乱高下に対する不満を受けまして、たとえば東京・横浜・神戸・大阪などの自治体は独自に産地と契約出荷を取り結んで、この指定産地制度による野菜供給安定以外に、それに上乗せするという形で、たとえば東京の場合には孺恋村の農協との間にキャベツの契約出荷を取り結んでおります。この場合には、国の制度とは別にある補償価格を下回った場合に、一ケースについて200円あるいは150円を限度に補償する。そのかわり何月には一日最低何箱あるいは何トン出荷してくれ、そしていくら一般の市場価格が暴騰したときでも、たとえばキャベツについてはケース1500円以内で売ってくれ、というような契約を結んでいるわけです。

しかし、これもなかなかうまくいっていない、というように私は聞いております。

最後に、果実について同じような制度があると申し上げましたけれども、若干野菜とは違いますので、その点を強調しながら説明してみたいと思います。

特にわが国においては、温州ミカンが非常に慢性的な過剰生産傾向を持っておりますので、まず生食だけではなくて、加工、それも缶詰めのみならず、これまで日本人があまりなじんでいなかったジュースという形にして販売を拡大するという政策を促進しております。

そのために国は、主要なミカンの県に対してジュースの搾汗工場の設置をすすめ、それに対してかなりの補助を与えております。当初の計画では、ジュース工場の建設資金の4分の1あるいは3分の1程度を補助するということでありましたけれども、途中、オイル・ショックその他の経済変動があったために実際にはそれほどにはならなかったわけでありまして、ともかくジュース工場の設置に対してかなりの補助をし、それから残りの補助残に対しては、農林中央金庫から5・5%前後の安い農業近代化資金を貸し出すようにしています。

またそれだけではなくて、そういうようなジュース用のミカンあるいは缶詰め用のミカンについて、その価格の補償を野菜と同じようなシステムで行っております。野菜とは若干違いますけれども、基本的には補償基準価格というものを決めまして、それと実際の取引価格の差の90%を補償する。そして補償するための資金は、農協などの生産者団体が4分の1、県が4分の1、国が2分の1を持つということをやっているわけでありまして。

こういうふうなことによって加工用のミカンの価格を下支えする。そして国の段階、あるいは県の段階に「果実生産出荷安定基金協会」というものがありまして、ジュースをしぼり過ぎた年にはそれを調整・保管をする。そしてそれに対して国は、また利子補給その他の助成をするということなどをやっております。

最初は温州ミカンが主要なものでありましたが、それ以外にリンゴ——これはジュース用のみ——、夏ミカン——これもジュース用のみ——、また昭和55年から加工用の桃についても同じような制度がとられようとしております。

こういうふうにして野菜についても果物についても、価格をできるだけ安定化させようというねらいがあり、それについて国および県はかなり多大の資金を投じているわけでありまして。

まだ十分話し切っておりませんが、時間の都合もございますし、あとは質疑にお答えするということで補足をさせていただければ、幸いです。